

大分県食品安全行動計画

〔第5次〕

(本編)

<計画期間>

2018年度



2022年度

大 分 県

目 次

第1章 新計画の基本的事項	
1 食の安全を取り巻く状況	・・・ 1
2 第5次食品安全行動計画策定の目的	・・・ 3
3 位置づけ	・・・ 3
4 計画期間	・・・ 3
5 進行管理	・・・ 3
第2章 計画を進める視点・方向	
1 新計画の必要性	・・・ 5
2 3つの視点と方向	・・・ 6
3 施策体系図	・・・ 7
第3章 取り組む施策	
1 食品安全確保体制の整備（体制づくりの取組）	・・・ 8
①危機管理体制の整備	
②県民の参画の促進	
2 安全・安心な農林畜水産物生産の推進（生産段階の取組）	・・・ 12
1) 農林産物	
①監視・指導の徹底	
②自主管理の推進	
2) 畜産物	
①監視・指導の徹底	
②自主管理の推進	
3) 水産物	
①監視・指導の徹底	
②自主管理の推進	
3 信頼できる製造・加工・販売体制の確保（製造・加工・販売体制の取組）	・・・ 22
①監視・指導の徹底	
②自主管理の推進	
4 危機管理に対応できる流通システムの構築（流通段階の取組）	・・・ 29
①食品表示の適正化	
②トレーサビリティの導入	
5 消費者との相互理解と食育の推進（消費段階の取組）	・・・ 36
①情報提供の推進	
②食育の推進	
別 表：活動指標	・・・ 41
参考法令	・・・ 42

第1章 新計画の基本的事項

1 食の安全を取り巻く状況

近年、食品流通の広域化及び国際化の進展により、輸入食品など多種多様な食品が流通し、また、外食の増大や健康・安全志向の高まりなど、食生活は多様化してきています。

このような中で食の安全を取り巻く状況も複雑かつ多様化し、新たな課題を生じることにもなっています。

2015年以降では廃棄食品の不正流通事件、食品への異物混入事件、野外イベントで販売された加熱不十分な鶏肉のタタキ寿司による大規模なカンピロバクター食中毒、冷凍メンチカツの加熱不足による腸管出血性大腸菌O157食中毒、きざみのりを原因とした大規模なノロウイルス食中毒、関東地域で広域に発生した腸管出血性大腸菌O157食中毒事件等が起こっています。

また、食品取扱事業者へのHACCP制度化等への流れや食品表示法の改正による加工食品の原料原産地表示の義務化、栄養成分表示の義務化、BSE検査対象の見直しなどの情勢変化があります。

さらには、畜水産物の米国やEU等への輸出に対し、高度な衛生確保対策が求められています。

このような状況から、新たな課題に対して生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を確保し、消費者の不安感の解消と信頼の向上を図ることが必要となっています。

食品の安全を取り巻く状況

2001年 9月	国内で初めてのBSE 感染牛が発見され、食肉消費に大きな影響。
2001年12月	中国産冷凍ホウレンソウの1 割弱が残留農薬基準値(クロルピリホス等)を超過する事実が判明。
2002年 2月	大手食品メーカーによる牛肉の原産地などの不正表示問題が発覚。その後、食品の不正表示事件が次々と表面化。
2002年 8月	無登録農薬「ダイホルタン」が違法に輸入、販売、使用され、32 都県で農産物を回収、廃棄。
2003年 5月	カナダでBSE が発生。
2003年 7月	食品安全基本法の制定。食品安全委員会の発足。
2003年12月	米国でBSE が発生。
2004年 1月	国内で79 年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。
2004年 2月	BSE 発生国の牛のせき柱を含む食品等の製造、加工、販売などを禁止。
2005年12月	食品安全委員会委員長が米国・カナダ産牛肉の食品健康影響評価について、厚生労働大臣及び農林水産大臣へ答申。
2006年 5月	残留農薬等のポジティブリスト制度の導入。
2008年 1月	中国産冷凍ギョーザにより有機リン中毒事案が発生。
2008年 9月	米の販売・加工業者が非食用米穀を食用に転売していたことが判明。
2008年 9月	大手食品メーカーが中国から輸入した加工食品の原材料の一部に、メラミン混入が確認され、商品を自主回収。
2008年 9月	八王子市において、中国産冷凍いんげんから農薬のジクロルボスが6,900ppm 検出。
2009年 9月	消費者庁の発足。
2009年 9月	飲食チェーン店において、結着等の加工処理を行った食肉の加熱が不十分であったため、腸管出血性大腸菌O157 食中毒事件が広域に発生。
2010年10月	米トレーサビリティ法の施行。(一部2011年7月施行)
2011年 3月	東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定。
2011年 5月	飲食チェーン店において、牛肉の生食による腸管出血性大腸菌O111食中毒事件が発生。
2011年10月	生食用牛食肉の規格基準を設定。
2012年 4月	食品中の放射性物質の基準値を設定。
2012年 7月	牛肝臓の基準を設定し、生食用としての販売を禁止。
2012年 8月	浅漬を原因とする腸管出血性大腸菌O157 食中毒事件が発生。
2012年12月	府中市で給食によるアレルギー死亡事故発生。
2013年 2月	BSE 対策の見直しに伴い月齢基準等の改正。
2013年10月	国内の複数事業者間において、組織的に米穀の産地・品種の偽装、虚偽の取引記録の作成等が行われていたことが判明。
2013年10月	飲食店等でメニュー表示と異なる原材料の使用が明らかになる。
2013年12月	冷凍食品に農薬(マラチオン)の意図的混入により8000万個回収。
2014年 6月	不当景品類及び不当表示防止法 改正。
2014年 7月	シシャモ(原産国:ベトナム)に殺鼠剤と疑われるものの混入。
2014年 7月	中国において使用期限切れ鶏肉等を加工した食品が国内で流通。
2014年 7月	冷やしキュウリによる大規模な食中毒発生。
2015年 6月	食品表示法施行。
2016年 1月	食品廃棄物の不適正な転売事案が発生。
2016年 5月	植物性自然毒による食中毒事件が多数発生。
2016年10月	冷凍メンチカツ(そうざい半製品)を原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒の発生。
2017年 1月	きざみのりを原因とした大規模なノロウイルス食中毒の発生。
2017年 2月	BSE対策の見直しに伴い健康牛のBSE検査廃止。
2017年	食品への異物混入事例が多数発生。
2017年 4月	はちみつを原因とした乳児ボツリヌス症の発生。
2017年 8月	持ち帰りそうざいを原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒の発生。
2017年 9月	プエラリア・ミリフィカを含む健康食品による健康被害の報告。
2017年 9月	食品表示法の改正により、加工食品の原材料原産地表示義務付け。

2 第5次食品安全行動計画策定の目的

県では、食の安全性に対する信頼を確保し、安心して生活できる社会を構築するため、2005年3月「大分県食の安全・安心推進条例（平成17年 大分県条例第19号）」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、2006年度に「大分県食品安全行動計画」（2006年度～2008年度）を策定し、食品の安全性を確保するとともに、県民の食に対する信頼性の確保の向上を図るため、様々な施策に取り組んできました。

今後、国民文化祭・おおいた2018、全国障害者芸術・文化祭おおいた大会やラグビーワールドカップ2019™の開催に伴い、国内外から多数の関係者や観光客の来県が予想されるため、食の安全・安心の確保にさらに取り組む必要があります。

そこで、前計画（第4次）の取組みで得た成果を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

3 位置づけ

条例第7条第1項の規定に基づく計画で、食の安全・安心を推進するための関係者すべてに共通する計画とします。

4 計画期間

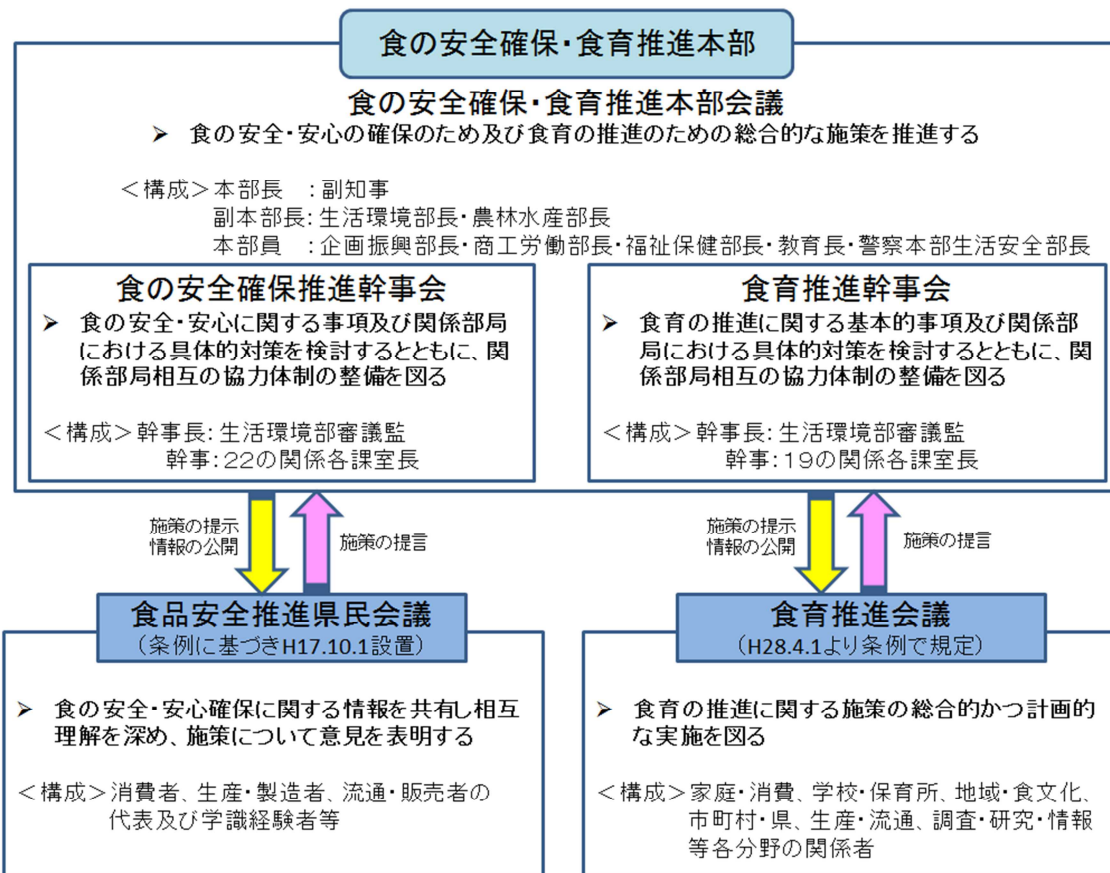
新計画は、2018年度～2022年度までの5カ年を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や制度改正等によって、見直しが必要となった場合には、随時適切な見直しを行います。

5 進行管理

行動計画の推進に当たっては、副知事を本部長とし、関係部長（企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、教育庁、警察本部）からなる「大分県食の安全確保・食育推進本部」が進行管理を行います。

また、県民の意見及び「大分県食品安全推進県民会議」による意見も参考とします。



大分県食の安全・安心推進条例 抜粋

(食品安全行動計画)

第七条 知事は、食の安全・安心に関する施策の計画的な推進を図るため、大分県食品安全行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全・安心に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、行動計画を定めるに当たっては、県民及び生産者・事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、県が講じた食の安全・安心に関する施策の成果を公表しなければならない。

第2章 計画を進める視点・方向

1 新計画の必要性

- 1) 前計画策定後3年が経過し、この間、廃棄食品の不正流通事件、食品への異物混入事件、野外イベントで販売された加熱不十分な鶏肉のタタキ寿司による大規模なカンピロバクター食中毒、加熱不足のメンチカツによる腸管出血性大腸菌O157食中毒、きざみのりを原因とした大規模なノロウイルス食中毒、関東地域で広域に発生した腸管出血性大腸菌O157食中毒、HACCPの制度化、食品表示法の改正、BSE検査対象の見直し等の情勢変化があります。
- 2) 食品に関する一層のリスク低減のためには、農林水産物の生産段階から監視・指導と自主管理の強化を行うことが必要です。
また、食品取扱事業者、行政、消費者などに正しい情報をわかりやすく提供することが必要です。
- 3) 大分県食の安全・安心推進条例において「食の安全・安心に関する施策の計画的な推進を図るため、行動計画を定めるものとする。」と規定されており、本県の食品安全行政の全体像を示すことになっています。
- 4) 国民文化祭・おおいた2018、全国障害者芸術・文化祭おおいた大会やラグビーワールドカップ2019™の開催に伴い、国内外から多数の関係者や観光客の来県が予想されており、食の安全・安心の確保にさらに取り組む必要があります。
- 5) 牛肉の対米輸出、養殖加工ブリの対EU輸出など、県産農林畜水産物の輸出拡大、高度な安全対策が求められています。
- 6) このような食を巡る社会情勢の変化や県民の食品の安全性に対する関心の高まり、また、前計画の施策等も踏まえ、食品安全行政を総合的かつ計画的に推進していくため、第5次大分県食品安全行動計画を策定します。

2 3つの視点と方向

視点1：食の安全・安心確保のための体制の整備

食の安全確保・食育推進本部や特定家畜伝染病総合対策本部等の設置により、食品被害発生時の危機管理体制を整備します。また、県民からの施策に対する意見を聴くため、食品安全推進県民会議を設置して県民の参画を促します。

視点2：生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保

1) 生産段階

県産の農林産物、畜産物、水産物において、安全・安心な農林水産物を供給するため、「監視・指導」と併せて、生産者が自ら取り組む「自主的取組」を推進します。

2) 製造・加工・販売段階

食品関係施設の監視指導や流通食品の検査等を実施し、安全な食品の流通に努めます。また、食品取扱事業者に対するHACCPによる衛生管理の推進、狩猟者に対する衛生指導の徹底、学校給食の衛生指導の徹底を図ります。

3) 流通段階

安心できる食品流通が行われるよう、食品表示法、景品表示法に基づく監視の強化、食品表示の適正化や外食産業等の包装されていない食品のアレルギー物質表示についても健康被害防止のために推進していきます。また、生産から販売までの情報を把握できるトレーサビリティシステムの導入により、安心できる危機管理体制の構築を推進します。

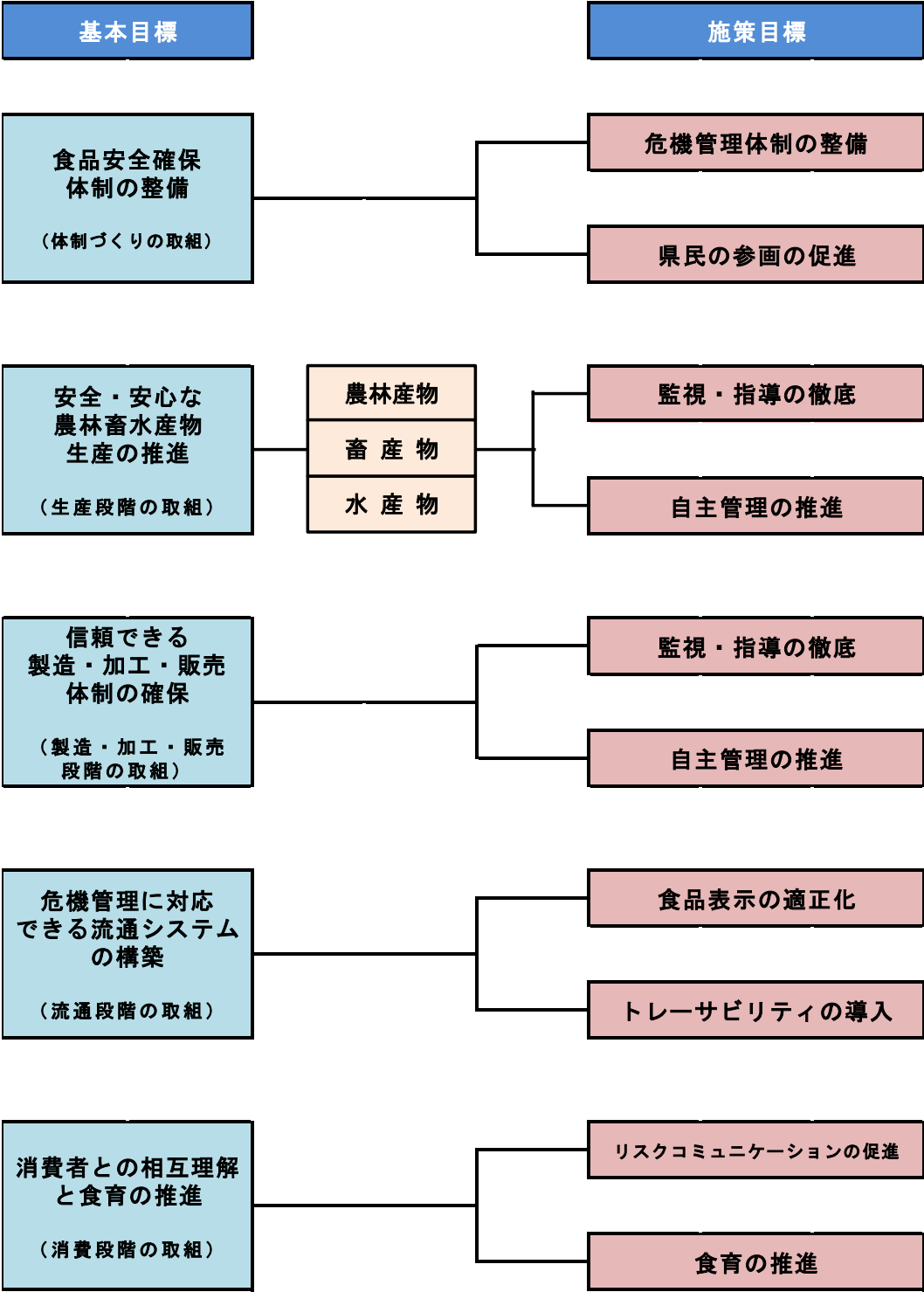
視点3：関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働活動

県民、生産者・事業者、行政などの関係者に正しい情報をわかりやすく提供すると共に、消費者と食品取扱事業者による相互理解の推進を図ります。

また、「第3・4期大分県食育推進計画」に基づいた食育の推進を図ると共に、食育人材バンクなど、地域での県民活動を積極的に活用した協働活動を進めていきます。

3 施策体系図

施策体系図



第3章 取り組む施策

1 食品安全確保体制の整備（体制づくりの取組）

施策目標

食品からの健康被害発生時における危機管理体制を整備するとともに、施策に対する意見広聴のため、県民の参画体制を促進します。

現状と課題

- 食品中への異物混入、農林水産物の産地偽装事件、廃棄食品の不正転売事件など、食の安全・安心を揺るがす問題が発生しており、迅速で的確な危機対応が求められています。
- 本県では、2003年に副知事を本部長とする「大分県食の安全確保・食育推進本部*」が設置され、2001年に施行された「大分県食の安全・安心推進条例」及び「推進本部設置規定」に基づき、推進本部は「危機管理体制の整備と緊急時の安全・安心確保に係る調整」を任務としています。
- 今後とも、県関係部局、国、市町村および関係団体等と連携を図り、迅速な情報収集、的確な分析を行い、危機管理体制の整備・強化を図っていく必要があります。

施策の展開

① 危機管理体制の整備

- 食の安全確保・食育推進本部を中心として、県関係部局、国、市町村および関係団体等と連携を図り、危機管理体制の強化を図ります。
- 特定家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生時には「大分県特定家畜伝染病総合対策本部*」を中心として迅速かつ的確に対応します。
- 食中毒の発生時には「大分県食中毒対策要綱」及び「毒劇物を原因とする食中毒対策要領」により迅速かつ的確に対応します。
- 産地偽装など重大な食品表示違反の発生時には、所管部署と情報を共有し迅速かつ的確に対応します。
- 食品による健康被害に関する情報を迅速に提供することにより、健康被害の拡大を防止します。

② 県民の参画の促進

- 大分県食の安全・安心推進条例に基づき、県民により構成される食品安全推進県民会議*を設置して、施策に対する意見広聴を行います。
- 大分県食育推進条例に基づき、県民により構成される食育推進会議*を設置

して、施策に対する意見広聴を行います。

具体的な施策

食の安全確保・食育推進本部の運営

【食品・生活衛生課】

- ・食の安全確保・食育推進本部を運営し、生産から流通・消費に至る施策の総合調整、進行管理をします。

特定家畜伝染病対応体制の確保

【農林水産企画課、畜産振興課】

- ・特定家畜伝染病総合対策本部の設置による対応体制の総合調整、進行管理します。

国や他の地方自治体との連携

【食品・生活衛生課】

- ・食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に実施するため、情報交換を行いながら、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁など国や他の自治体との連携に努めます。

食の緊急情報の発信

【食品・生活衛生課】

- ・食の安全・安心に関する緊急情報はホームページやマスメディア、安全安心メールを利用して情報発信を行い、広く周知します。

食品安全推進県民会議の運営

【食品・生活衛生課】

- ・消費者、生産・製造者、流通・販売者等で構成する食品安全推進県民会議を運営し、食の安全・安心の確保に関する情報を共有し、相互理解を図ります。
- ・食の安全・安心の確保に係る施策についての提言を施策に反映します。

食育推進会議の運営

【食品・生活衛生課】

- ・消費者、学校・保育所、栄養・健康、生産者、事業者、食育活動者等で構成する食育推進会議を運営し、食育に関する情報の共有を図ります。
- ・食育の推進に係る施策についての提言を施策に反映します。

数値目標

施策名	項目	指標値
食品安全推進県民会議の運営	県民会議回数	2回/年
食育推進会議の運営	推進会議回数	2回/年

*のついた用語については、用語解説を参照

用語解説

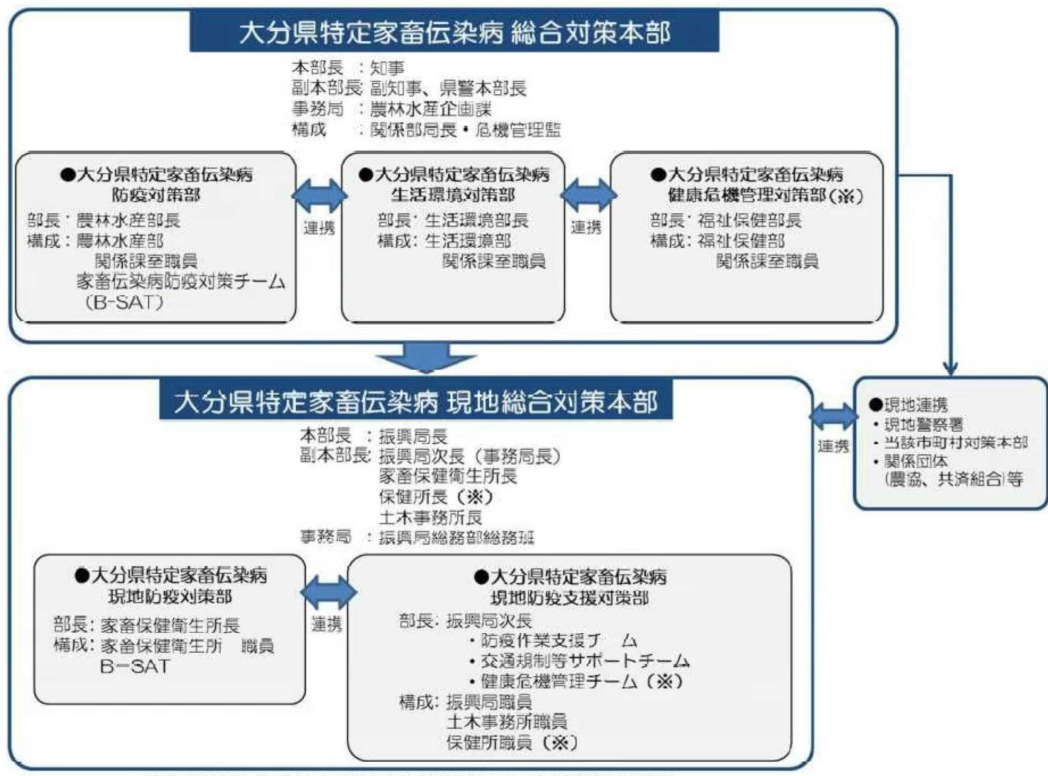
○大分県食の安全確保・食育推進本部

食に関する総合的かつ効率的な安全対策を推進し、食に対する県民の安全・安心を確保及び食育の推進を目的に、副知事を本部長とし、関係する企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、教育庁及び警察本部の部長などをメンバーとして、2003年9月1日に設置された。また、この本部の決定に基づき施策を実施する組織として、関係課室長をメンバーとする幹事会を設置している。

○大分県特定家畜伝染病総合対策本部

知事を本部長、副知事及び警察本部長を副部長、関係10部長等を本部員として構成され、県内や隣接県で特定家畜伝染病の発生が確認された場合等に設置される。本部では今後の対応を協議するとともに、各対策部（防疫対策部、生活環境対策部、健康危機管理対策部）、現地総合対策本部の設置を行う。また、清浄性の確認による移動制限措置の解除や終息宣言等を決定する。さらに、迅速な対応のため幹事会を設置し、本部設置前の準備体制を確保する。

特定家畜伝染病総合対策本部の連携体制



○食品安全推進県民会議

食の安全・安心に関する行政施策への県民の参画の促進のため、2003年に設置された。

委員は消費者、生産・製造者、流通・販売者、学識経験者の各分野から20人以内で構成され、食の安全・安心の確保に関する施策への意見や評価、関係者の相互理解の促進や協働活動の促進などを行う。

○食育推進会議

食育を県民運動として推進するとともに、広く県民の意見を聴取し、施策に反映させることを目的として、2007年8月に設置された。

委員は、家庭・消費、学校・保育所、地域、市町村、生産・流通、食文化、調査・研究・情報の各分野から20人で構成され、食育に関する情報の共有化を図り、県民意見を反映した食育施策の提言を行う。

2 安全・安心な農林畜水産物生産の推進（生産段階の取組）

1) 農林産物

施策目標

安全・安心な農林産物を供給するため、監視・指導の徹底と併せて、生産者が自ら取り組む自主管理を推進します。

現状と課題

- 県では、安全安心な取組として、①農薬適正使用の指導、②安心いちばんおおいた産農産物認証制度、③生産工程管理（GAP*）手法の導入、④農薬指導士*の育成等を推進してきました。
- 農薬適正使用の推進や農薬指導士の育成については、安全安心な農産物生産の基礎として引き続き重要です。
- 全国的にGAPによる農産物の安全管理を目指す機運が高まっており、県としても、GAP認証（第三者によりGAPが適切にできていることの確認）を推進する必要があります。
- 近年増加している農産物直売所においては、普及指導員による生産者の農薬適正指導が行き届きにくく、対策が必要となっています。

施策の展開

① 監視・指導の徹底

- 農薬取締法に基づき、農薬適正使用の徹底を図ります。
また、農薬の残留基準超過などが発生した場合は、流通品の迅速な回収と原因解明及び生産体制の改善について指導を行います。

② 自主管理の推進

- 農薬使用者等の知識向上のため、農薬指導士の育成及びレベルの向上を推進します。
- 県産農産物の安全性を確保するため、異物混入、農薬残留、微生物汚染などのリスクを低減するGAP認証を推進します。
- 農産物直売所における農産物の安全管理のため、農産物「安心おおいた直売所」*取組宣言事業を推進します。

具体的な施策

農薬適正使用の指導強化

【地域農業振興課】

- ・講習会等を通じて、農薬の適正使用を徹底します。
- ・農薬散布履歴の記帳と確認を徹底します。

農薬指導士の育成

【地域農業振興課】

- ・生産者や指導者などを対象に農薬に関する専門講習及び農薬指導士試験を実施します。

GAP認証の拡大

【地域農業振興課】

- ・GAP研修会による指導者の拡充や、生産者へのGAP周知活動により、県産農産物の安全性を高めるGAP認証取得を推進します。

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言の推進

【地域農業振興課】

- ・農産物「安心おおいた直売所」取組宣言を農産物直売所に普及します。

数値目標

施策名	項目	指標値
GAP認証の拡大	認証経営体数（累計）	880経営体
農産物「安心おおいた直売所」取組宣言の推進	認証直売所数（累計）	115件

用語解説

○GAP

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略。農業生産活動を行う上で必要な法令等に則して定めた点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検、評価を行う改善活動。また、履歴の記録により生産状況を消費者などに客観的に示すことができる。

○農薬指導士

国の通達に基づいて県が定めた認定試験に合格した者のことで、農薬取締法等の関係法令や農薬や防除等に関する専門知識を有し、農薬使用者や販売者に対して助言・指導を行う。

○農産物「安心おおいた直売所」

農産物「安心おおいた直売所」取組宣言制度

～直売所から安全・安心な農産物を消費者へ～

農産物「安心おおいた直売所」 取組宣言制度とは？

県が示した農産物の安全管理に必要な取組を実践することを各直売所が宣言し、一定の要件を満たす場合、県がその宣言を認証する制度です。

宣言をした直売所は、安全・安心な農産物を消費者の皆さんに提供するために以下の取組を実施します。



安全・安心な農産物を販売するための4つの取組

① 農薬適正使用の周知

講習会を開催するなど、出荷者に対して農薬適正使用を周知します。

② 安全確認チェックの実施

各生産工程でチェックリストによる安全確認を実施し、継続的な改善を図ります。

③ 農薬指導士の設置

農薬に関する専門知識を有する農薬指導士を設置し、農薬適正使用の指導を行います。

④ 残留農薬検査の実施

残留農薬の自主検査を実施します。



取組宣言店は、大分県ホームページに掲載しています。

安心おおいた直売所 検索 🔍



問合せ先

大分県農林水産部 地域農業振興課 安全農業班
〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1
TEL:097-506-3661 FAX:097-506-1758

2) 畜産物

施策目標

安全・安心な畜産物を供給するため、監視・指導の徹底と併せて、生産者が自ら取り組む自主管理を推進します。

現状と課題

- B S E *については、2001年の日本での初発生以来、本県では患畜は確認されておりませんが、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき適切な対応を実施していきます。
- 家畜の飼養頭羽数の増加や飼養形態の多様化、集約化などに伴い、衛生管理上の問題が懸念されるため、畜舎等の環境や飼料、動物用医薬品*の適正使用などの徹底が求められています。
- 今後とも、市町村および関係団体等と連携を図り、安全・安心な畜産物を生産・供給していく必要があります。

施策の展開

① 監視・指導の徹底

- B S E 防止のため、死亡牛検査*と陽性確認時の適正処理体制の整備、またほ乳動物由来飼料*の誤用を監視します。
- 動物用医薬品の安全性確保のため、製造業者や販売業者、生産者への立入検査を実施します。

② 自主管理の推進

- 畜舎の環境やワクチン、動物用医薬品の使用状況などを調査・指導し、家畜衛生技術の普及を図るとともに、農場H A C C P *の導入を推進します。
- 鶏卵でのサルモネラ*総合対策を徹底し、安全性を確保します。

具体的な施策

B S E 検査と処理体制の整備

【畜産振興課】

- ・ 48か月齢以上の死亡牛についてB S E 検査を実施します。
- ・ 陽性牛等の適正処理のための焼却施設を適切に維持管理します。

B S E 防止のための飼料の安全性の確保*

【畜産技術室】

- ・ ほ乳動物由来飼料の誤用について、生産者への立入検査を実施します。

動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底

【畜産振興課】

- ・動物用医薬品の表示事項及び品質検査を実施します。
- ・販売業者への立入検査を実施します。

家畜衛生技術の普及

【畜産振興課】

- ・畜舎等の環境、ワクチン接種状況、動物用医薬品の使用状況等の巡回調査、指導を実施します。

家畜衛生管理システムの導入

【畜産振興課】

- ・農場HACCPの導入を推進します。（肉用牛、乳用牛、養豚）

鶏卵の衛生管理の徹底

【畜産振興課】

- ・生産者、流通業者等に対し、鶏卵のサルモネラ総合対策指針に基づく衛生指導及び調査を実施します。

数値目標

施策名	項目	指標値
BSE検査と処理体制の整備	48か月齢以上の死亡牛検査率	100%
BSE防止のための飼料の安全性の確保	生産者検査件数 飼料検査件数	36件/年 12件/年
動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底	動物用医薬品検査回数 販売者立入件数	1回/年 20件/年
家畜衛生技術の普及	調査回数	20回/年
家畜衛生管理システムの導入	農家指導回数	20回/年
鶏卵の衛生管理の徹底	調査回数	20回/年

用語解説

○BSE（牛海綿状脳症）

感染性蛋白質であるBSEプリオンを病原体とする牛のプリオン病。通常、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することで感染し、比較的長期間の潜伏期間を経て発症するといわれている。日本は、2013年国際獣疫事務局から「無視できるBSEリスク」の国に認定された。

○死亡牛検査

牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、48か月齢以上の死亡牛に対し義務づけられているBSE監視のための検査。

○動物用医薬品

家畜の生産段階において疾病の治療と予防に使用される抗生物質や合成抗菌剤などのことで、これらが食品に残留すると人への影響が懸念される。

○ほ乳動物由来飼料

ほ乳動物の肉、血液、内臓、皮毛、骨、蹄角等およびこれらを原料として加工したもの。BSE発生防止のため、反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしか）に給与される又は可能性のある飼料は、ほ乳動物由来たん白質等（一部を除く）を含んではならないとされている。

○農場HACCP

畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCP（※）の考え方を採り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物など）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法。

○サルモネラ

主にヒトや動物の消化管に生息する腸内細菌の一種であり、その一部は食中毒の原因となる。人へは食品などから経口感染し、腹痛・嘔吐・下痢・発熱などの症状を示す。および卵加工食品が原因食品となることが多い。

○BSE防止のための飼料の安全性の確保

飼料安全法及びBSE防止ガイドラインにより、BSE防止対策が定められており、都道府県が飼料販売業者及び使用者に対して監視・指導を行うこととされている。

これらの法律に基づき、牛飼養農家で給与されている飼料について、動物性たん白質混入の有無を定期的に確認し、飼料の安全性を確保するとともに、生産者に対するBSE防止対策に関する啓発を行う。

3) 水産物

施策目標

安全・安心な水産物を供給するため、監視・指導を徹底し、生産者の適切な自主管理を推進します。

現状と課題

- 養殖魚への水産用医薬品の使用状況や漁場環境について、消費者の関心が高まっています。
- 二枚貝が貝毒*プランクトンを摂取し毒化する事例が発生しており、監視調査の徹底が求められています。
- 大分県への食中毒原因寄生虫*の侵入を防ぐため防疫体制の構築と監視の徹底が求められています。
- 今後とも、関係団体等と連携を図り、安全・安心な水産物を生産・供給していく必要があります。

施策の展開

① 監視・指導の徹底

- 養殖業者への水産用医薬品の適正使用について指導を徹底するとともにワクチン開発や医薬品使用量を低減する技術の開発、普及を図ります。
- 主要漁場での簡易法を用いた定期的な監視調査による貝毒被害の防止を図ります。
また、二枚貝毒化軽減手法*の指導・普及を図ります。
- 県内ヒラメ養殖場への食中毒原因寄生虫の侵入を防ぐため防疫・監視対策を徹底し、養殖ヒラメの安全性を強化します。

② 自主管理の推進

- 養殖業者に対し、水産用医薬品等の使用履歴の記帳を徹底します。

具体的な施策

水産用医薬品の適正使用の徹底

【水産振興課】

- ・ 巡回指導を行い、適正使用を徹底します。

貝毒の発生監視調査の実施

【漁業管理課】

- ・ 貝毒プランクトンのモニタリング調査を実施します。
- ・ 二枚貝における貝毒の毒力検査を実施します。

簡易法を用いた貝毒監視体制の強化**【漁業管理課】**

- ・簡易法を用いて迅速かつ効果的な貝毒監視体制を構築します。

貝毒の毒化軽減手法の指導、普及**【漁業管理課】**

- ・避難漁場の利用および毒化軽減装置を利用した二枚貝毒化軽減手法の指導・普及を行います。

県産養殖ヒラメの安全性の強化**【水産振興課】**

- ・ヒラメ養殖生産者に稚魚を販売する業者へのPCR検査証明を義務づけます。
- ・養殖中及び出荷時に検査を実施します。

水産用医薬品等の使用履歴の記帳の徹底**【水産振興課】**

- ・巡回指導を行い、水産用医薬品の使用履歴の記帳を徹底します。

数値目標

施策名	項目	指標値
水産用医薬品の適正使用の徹底	指導書発行および巡回指導回数	60回/年
貝毒の発生監視調査の実施	プランクトン調査地点数	6地点/年
簡易法を用いた貝毒監視体制の強化	貝毒検査地点数	6地点/年
貝毒の毒化軽減手法の指導、普及	実施養殖業者率	100%
県産養殖ヒラメの安全性の強化	実施養殖業者率	100%

用語解説

○貝毒

二枚貝が貝毒原因プランクトンを摂取し毒化する現象。毒は主に中腸線(内臓)に蓄積される。国内で確認されている貝毒には麻痺性と下痢性の2種類があり、大分県では麻痺性貝毒の発生が懸念されている。症状としては、顔面や手足等のしびれから始まり、全身が麻痺し呼吸困難となり、重傷の場合は死に至る。毒力の単位はMU(マウスユニット)で表し、1MUは体重20gのマウスを15分間で死なせる毒力である。

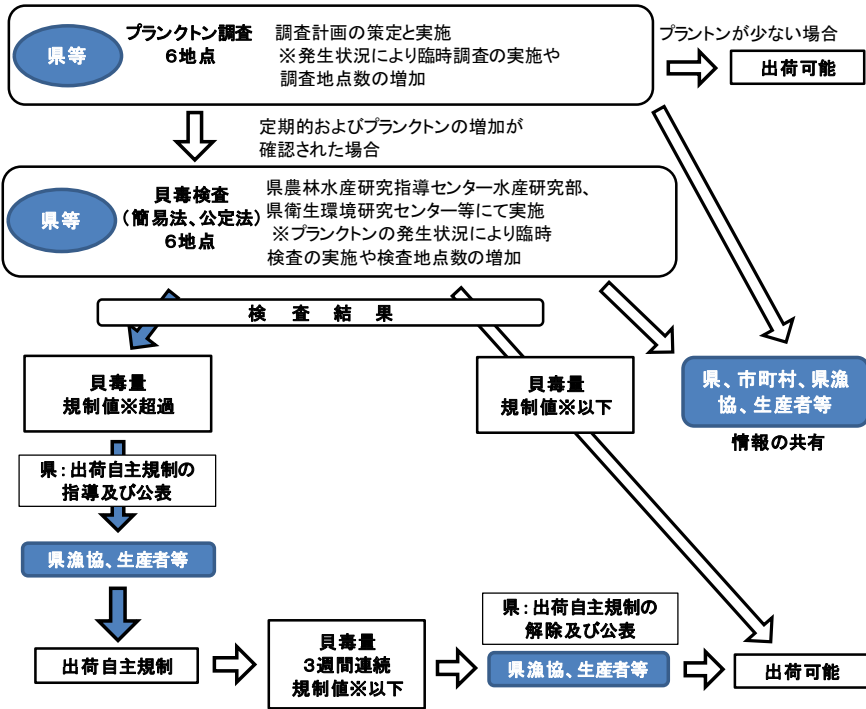
貝毒の発生監視

目的と内容

貝毒原因プランクトンを摂取することによって毒化した二枚貝が流通することを防止するため、県が主体となり県内の主な二枚貝漁場および養殖場において、定期的に貝毒原因プランクトンのモニタリング調査と二枚貝の貝毒検査を実施します。

- ・貝毒原因プランクトンの出現状況を把握するため、定期的に豊前海、別府湾及び豊後水道の6地点において海水を採取し、プランクトンの検鏡及び同定調査等を行います。
- ・二枚貝の毒量を把握するため、定期的に豊前海、別府湾及び豊後水道の6地点において、アサリ、マガキ、イワガキ、ヒオウギガイ等を採取し、県農林水産研究指導センター水産研究部、県衛生環境研究センター等にて簡易法または公定法による毒力検査を行います。
- ・上記の調査及び検査については、県、関係市町村、県漁業協同組合等と情報の共有を図ります。

貝毒プランクトン調査及び貝毒検査の主な流れ



※規制値：麻痺性貝毒の可食部毒量4MU/g(水産庁通達)

○食中毒原因寄生虫

クドア・セプテンpunkタータというヒラメに寄生する粘液胞子虫（クラゲやサンゴに近い後生動物）。クドアが存在するヒラメのさしみ等の喫食により、ヒトに一過性の嘔吐や下痢症状を引き起こす。

○二枚貝毒化軽減手法

二枚貝の養殖海域において貝毒原因プランクトンの発生、増殖が予測された場合、プランクトンの少ない海域への避難や、貝毒プランクトンの取り込みを制限する飼育手法を用いて、二枚貝の毒化を軽減する方法。

3 信頼できる製造・加工・販売体制の確保（製造・加工・販売段階の取組）

施策目標

安全な食品の製造、加工、販売を確保するため、HACCP*による衛生管理の導入を推進するとともに、大分県食品衛生監視指導計画*や医薬品医療機器等法に基づいた監視・指導を徹底します。

現状と課題

- 全ての食品取扱事業者にHACCPによる衛生管理が制度化されるため、事業者に対しHACCPの知識の普及と導入を推進する必要があります。
- 未加熱食材や加熱不十分な食肉による大規模食中毒の発生やアレルギー物質の混入による健康被害が発生しており、食品関係施設やと畜場、食鳥処理場の監視・指導が必要です。
- 県内で国民文化祭・おおいた2018、全国障害者芸術・文化祭おおいた大会及びラグビーワールドカップ2019™の開催が予定されており、食品提供施設の衛生水準の向上を図る必要があります。
- イノシシ・シカの捕獲数が増加し、流通が拡大しつつあり、衛生管理水準の向上が求められています。
- 学校給食では高度な衛生管理、食物アレルギー対策が求められています。
- 今後とも、関係機関等と連携を図り、安全・安心な食品の供給体制を構築していく必要があります。
- 牛肉の対米輸出や養殖加工ブリの対EU輸出など県産畜水産物の輸出拡大に向けて高度な安全対策が求められています。

施策の展開

① 監視・指導の徹底

- 製造、販売、飲食等施設の監視・指導を徹底し、食中毒等の発生を未然に防止します。
また、食中毒などが発生した場合は、原因究明を行い、被害拡大の防止のため、必要な情報を公開します。
- 県内に流通する食品（国産、輸入食品）について収去検査*を実施し、不適正食品を排除し、安全な食品流通に努めます。
- と畜場*、食鳥処理場*にHACCPによる衛生管理の導入を図り、施設の衛生を確保するとともに、適切に疾病を排除し、安全な食肉の流通に努めます。
また、県内で処理する牛のうち神経症状等を呈する牛についてはBSE検査を実施し、安全な牛肉の流通を確保します。
- 健康食品等の監視・指導により、健康被害を防止します。

- 狩猟者を対象とした講習会等を通じ、衛生指導の徹底を図ります。
- 学校給食の衛生管理を確保します。
- 県内流通食品の収去検査を実施し、不適正食品を排除し、安全な食品流通に努めます。
- 牛肉の対米輸出、養殖加工ブリの対EU輸出等への安全確保対策を実施します。

② 自主管理の推進

- HACCPによる衛生管理の導入を推進するため、食品取扱事業者に対し、積極的にHACCPの知識の普及を行います。
- 食品取扱事業者に食品の安全に関して情報提供を行うとともに、HACCPに基づく自主衛生管理の徹底を図ります。
また、事業者相互の自主的な活動である（一社）大分県食品衛生協会が実施する食品衛生指導員の養成や巡回指導などの取組を支援します。

具体的な施策

製造・販売・飲食等施設の監視・指導

【食品・生活衛生課】

- ・食品衛生監視指導計画に基づく立入調査を実施します。
- ・大規模イベントの食中毒予防対策、食物アレルギー対策を実施します。

食中毒等の健康被害発生時の危機管理

【食品・生活衛生課】

- ・原因究明調査を実施し、県民へ必要情報を公開します。

食品収去検査の実施

【食品・生活衛生課】

- ・食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する生鮮食品、加工食品等の収去検査を実施します。

食肉処理施設の監視・指導

【食品・生活衛生課】

- ・と畜場法、食鳥処理法に基づく立入調査を実施します。
- ・と畜場及び大規模食鳥処理場に対し、HACCPによる衛生管理を推進します。

BSE検査*の実施

【食品・生活衛生課】

- ・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、24か月齢以上の牛のうち、神経症状又は全身症状を示す牛について、BSE検査を実施します。

健康食品等の監視・指導

【薬務室】

- ・医薬品医療機器等法に基づき、健康食品等の検査を実施します。

狩猟者に対する衛生指導*の徹底

【森との共生推進室】

- ・狩猟者を対象とした衛生講習会を開催します。

学校給食に対する衛生指導の徹底

【教育庁体育保健課、食品・生活衛生課】

- ・栄養教諭、調理員等に対する衛生講習会を開催します。

輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底

【食品・生活衛生課】

- ・対米輸出牛肉について、H A C C P方式に基づいて衛生確保対策を徹底します。
- ・県内で加工される養殖魚の対E U等への輸出に対し衛生確保対策を行い、下支えをしていきます。

食品取扱事業者に対する衛生管理講習会等の実施

【食品・生活衛生課】

- ・食品取扱事業者を対象とした講習会を開催し、食品衛生に関する最新情報を提供します。

H A C C Pシステムの知識の普及、導入促進

【食品・生活衛生課、おおいたブランド推進課】

- ・食品取扱施設に対するH A C C Pの導入を円滑に進めるため、講習会を開催し、H A C C Pの知識の普及を図るとともに、飲食店のH A C C P導入モデル事業の実施や導入のためのガイドブックを作成します。（食品・生活衛生課）
- ・H A C C Pによる衛生管理の推進及び指導体制を強化するため、民間指導者の育成を行います。（食品・生活衛生課）
- ・6次産業化に取り組む農林漁業者等へのH A C C Pの導入を円滑に進めるため、研修会等を通じて知識の普及を図ります。（おおいたブランド推進課）

自主的な衛生管理の推進

【食品・生活衛生課】

- ・食品取扱事業者で組織される（一社）大分県食品衛生協会が実施する自主衛生管理推進の取組を支援します。
- ・食品衛生指導員の養成や巡回指導などの取組を支援します。
- ・食品衛生に係る優良施設の表彰や推薦店舗の指定の取組を支援します。

数値目標

施策名	項目	指標値
製造・販売・飲食等施設の監視・指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	100%
食品収去検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく検査率	100%
BSE検査の実施	検査対象牛の検査率	100%
健康食品等の監視・指導	検査件数	5件/年
狩猟者に対する衛生指導の徹底	研修会実施回数	3回/年
学校給食に対する衛生指導の徹底	講習会実施回数	4回/年
輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底	対EU輸出水産食品取扱施設の監視回数	1回/月
HACCPシステムの知識の普及、導入促進	民間指導者数（累計）	60人

用語解説

○HACCP

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)の略称で、「ハサップ」と呼ばれることもあります。

HACCPシステムは1960年代に米国で宇宙開発計画が推進されていた際に、NASA（米国航空宇宙局）等が宇宙食の高度の微生物学的安全性確保のため開発したものです。

HACCPシステムは、最終食品の検査によって食品の安全性を確保しようとする管理法ではなく、危害分析(HA)に基づき、重点的に管理すべき工程を重要管理点(CCP)として定め、その工程を連続的に管理することにより、製品ひとつひとつの安全性・品質を確保する手法。

○大分県食品衛生指導計画

県内で生産、製造、加工、販売されている食品の安全確保のための監視指導方法を定めたもの。製造・販売・飲食等施設や食肉処理施設の監視指導、また、残留農薬や食品添加物を調査する食品収去検査などを実施。

○収去検査

食品衛生法に基づいて、食品衛生監視員が事業者などから無償で食品を採取し、定められた規格・基準等に適合しているかどうか調べる検査。

○と畜場

と畜場法に基づき設置される、食用に供する目的で牛、馬、豚及びめん羊及び山羊をとさつし、又は解体する施設。

○食鳥処理場

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理法）に基づき設置される、食鳥のとさつ、羽毛の除去、内臓を摘出する施設。

○狩猟者に対する衛生指導

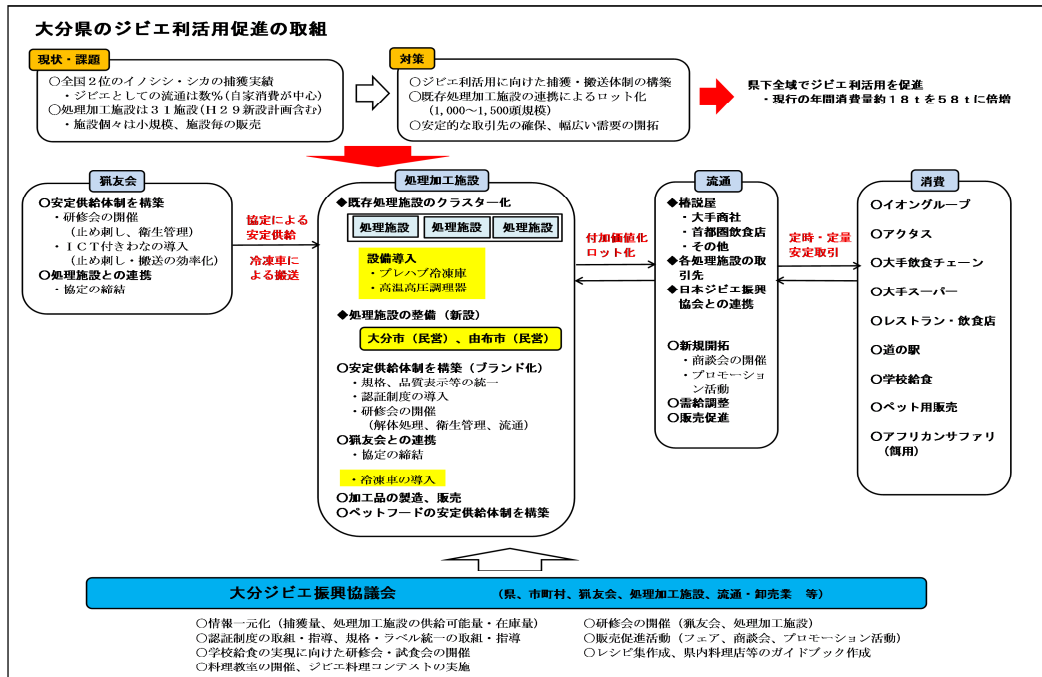
狩猟者に対する衛生指導の徹底

1 狩猟肉利活用をとりまく状況

- ◆捕獲対策強化による捕獲頭数の増加
- ◆ジビエ処理加工施設 県内31施設(H29年末)
- ◆大分ジビエ振興協議会(県、市町村、猟友会、処理加工施設、流通・卸売業等)によりH29年11月設立)がジビエの利活用を推進
- ◆国がジビエ利用への誘導を図るため捕獲報償金の単価に差を設定

捕獲頭数

	H23年度	H28年度
イノシシ	21,315	31,309
ニホンジカ	27,811	39,285



2 狩猟肉利活用の課題

- ・イノシシ、シカの捕獲頭数が増加し、ジビエの流通が拡大しつつあり、利活用推進を図る上で衛生管理水準の向上が求められる。
- ・E型肝炎ウイルス・カンピロバクターなどによる食中毒の原因になり得るため、食肉として活用する場合、適切に処理する必要がある

➡ 狩猟者に対して、狩猟肉の衛生的な取扱を徹底する必要がある

3 狩猟者による狩猟肉衛生管理の徹底

イノシシ及びニホンジカの肉を食肉として利用する場合の衛生的な取扱を定めた「大分県シシ肉・シカ肉衛生管理マニュアル」の狩猟者への周知徹底を図り、狩猟肉の衛生的な利活用を図る

●狩猟肉衛生管理研修会

主に免許取得3年以内の経験の少ない狩猟者を対象に「大分シシ肉・シカ肉衛生管理マニュアル」と獣肉処理施設持ち込み時の留意事項等についての講習を行う(3回/年)



●狩猟免許更新講習会時の講習

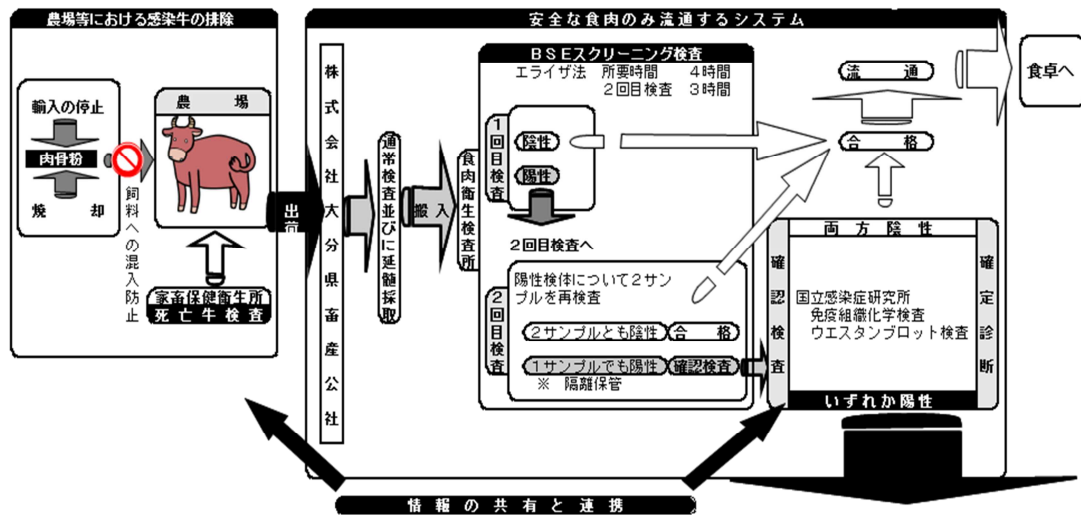
狩猟免許更新講習会において「大分シシ肉・シカ肉衛生管理マニュアル」等を用いた狩猟肉の衛生管理についての講習を行う

○BSE検査

食用にと畜される24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛について検査を実施。

BSE（牛海綿状脳症）検査体制

- 1 農場等における感染牛の排除
- 2 安全な食肉のみ流通するシステム
- 3 安全性のPR



<検査対象>
24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害等
神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛



焼却処分

4 危機管理に対応できる流通システムの構築（流通段階の取組）

施策目標

安心できる食品流通が行われるよう、食品表示の適正化とトレーサビリティシステムの導入を推進します。

現状と課題

- 食品表示は消費者が食品を選択する際の重要な情報源ですが、監視において不適正表示が確認されており、適正な食品表示の周知が必要です。
- 食品衛生法、JAS法、健康増進法が統合され、2015年4月に施行された食品表示法*は、さらに2017年9月1日に改正され、加工食品の原料原産地表示が義務づけられました。
- 食品表示法に関係する機関が複数あることから、各関係機関が連携し効果的な監視・指導を行うとともに、食品取扱事業者の知識向上を支援する必要があります。
- 乾しいたけの安全性や品質等に対する信頼性・安心感の向上を図り、消費者からの信頼を確保する必要があります。
- お米の産地偽装防止のため、産地情報の伝達と取引記録等の保存を義務化する米トレーサビリティ法*が制定され、行政による流通監視の徹底が一層求められています。

施策の展開

① 食品表示の適正化

- 関係法令所管部署の合同による定期的な立入調査を実施し、不適正表示の監視・指導を実施します。
また、産地偽装など悪質な事例が発覚した場合は、食品偽装表示対策チームにより迅速かつ的確な対応を行います。
- 栄養成分表示義務化について適正な情報発信に努めます。
- 乾しいたけでは、県内外で販売される大分県産乾しいたけの表示実態についてモニタリングを行い、品質表示の適正化を図ることにより、県産乾しいたけの信頼性向上を図ります。
- 食品取扱事業者の適正な食品表示の推進を図るため、食品適正表示推進者を育成します。

② トレーサビリティの導入

- 県産牛への適正な耳標の装着による牛トレーサビリティ*の円滑な運用を支援します。

- 大分乾しいたけトレーサビリティシステム*の円滑な運用を支援し、適正な産地情報の発信に努めます。
- お米の一般消費者への産地情報の伝達が適正に行われているか、県関係部局、国および関係団体等と連携し立入調査を実施します。
また、米トレーサビリティ法の制度について、適正な情報の発信に努めます。

具体的な施策

食品偽装表示対策チーム*の運営

【食品・生活衛生課】

- ・食品偽装表示対策チームの運営を行います。
- ・食品偽装表示等発覚時には関係部局の対応調整を行います。
- ・食品衛生監視指導計画に基づく立入調査を行うとともに、関係部局と合同の表示調査を定期的実施します。

食品表示法に基づく調査の実施

【食品・生活衛生課】

- ・新しい食品表示法に基づく表示が適正にされているか調査します。

適正な食品表示のための情報提供、指導

【食品・生活衛生課、地域農業振興課、健康づくり支援課、県民生活・男女共同参画課】

- ・食品取扱事業者に対し、適正な食品表示がされるよう情報提供や指導に努めます。

乾しいたけ適正表示の促進

【林産振興室】

- ・県外で販売される県産椎茸の表示実態を調査するため、主要都市にウォッチャーを配置します。
- ・県内における産地市場から小売店まで立入調査等指導を行い、適正表示を推進します。
- ・効率的な調査指導を確保するため、原産国の判別を専門機関に委託します。

食品適正表示推進者の育成

【食品・生活衛生課】

- ・食品表示講習会を実施し、食品適正表示推進者を育成します。
- ・受講者証や設置店証を交付し、適正な食品表示の推進を図ります。

景品表示法に基づく監視の実施

【県民生活・男女共同参画課】

- ・食品表示の監視員等に対して、景品表示法における疑義事案等の研修を行います。

食物アレルギーに関する情報提供の推進

【食品・生活衛生課】

- ・表示の義務がない飲食店等において、食物アレルギーに関する情報提供を推進します。

牛トレーサビリティ制度の円滑な運用 【畜産技術室】

- ・県産牛の耳標（個体識別番号）の適正な装着の指導を行います。

大分乾しいたけトレーサビリティシステムの円滑な運用 【林産振興室】

- ・大分乾しいたけトレーサビリティ協議会が運営するシステムを支援します。
- ・市場入札結果、袋詰製品データの記録・管理を行います。
- ・データ確認による仕入量と製造量の物量チェックを実施します。
- ・産地市場や袋詰業者への現地監査を実施します。
- ・大分しいたけシンボルマークと許可番号の発行を行います。

米トレーサビリティ法に基づく立入検査 【農地活用・集落営農課】

- ・お米の一般消費者への産地情報の伝達が適正に行われているか、県関係部局、国および関係団体等と連携し立入調査を実施します。
- また、米トレーサビリティ法の制度について、適正な情報の発信に努めます。

数値目標

施策名	項目	指標値
適正な食品表示のための情報提供、指導	講習会実施回数	20回/年
乾しいたけ適正表示の促進	ウォッチャー設置人数	10人/年
食品適正表示推進者の育成	講習会実施回数	1回/年
牛トレーサビリティ制度の円滑な運用	耳標装着率	100%

用語解説

○米トレーサビリティ法

産地偽装の問題などが発生した場合、流通ルートをややくに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けた法律。

米トレーサビリティ法 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地の伝達に関する法律」

【目的】

米穀事業者が取引の記録及産地情報の伝達を義務付けることにより、問題が発生した場合に流通ルートの速やかな特定と回収ができるとともに、食品として安全性を欠くものの流通を阻害し、国民の健康を保護することを目的とする。

【対象事業者に課せられる義務】

①取引等の記録の作成・保存

米・米加工品を(1)取引、(2)事業者間の移動、(3)廃棄など行った場合には、その記録を作成し、保存してください(紙媒体・電子媒体いずれでも可)。

②産地情報の伝達

(1)事業者間における産地情報の伝達 (2)一般消費者への産地情報の伝達

〈事業者間の取引等の記録例〉

納品書(控)

お客様コード 0000000 売上 伝票 No. 000000000

〒□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

東京都○○区○○○-○○ □□□□□□ □□□□□□

TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000

毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	○米コシヒカリ (10kg)	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	○米産ほうれんそう M	10	XXX	XXXXX
3	CXXXXX	○米産なぎAM	5	XXX	XXXXX
4	DXXXXX	○米産ミニトマト M	10	XXX	XXXXX
5	EXXXXX	○米産レタスLL	20	XXX	XXXXX

備考
指図 No. □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

東京都○○区○○○-○○ □□□□□□ □□□□□□

TEL: 03-0000-0000 FAX: 03-0000-0000

表面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等(これらの組み合わせを含む)でも可能です。

年月日:搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載。)

取引先の名称又は氏名

数量:取引において通常用いている単位

品名:取引において通常用いている名称

産地:「国産」「○○国産」「○○県産」等と記載(上記(注2)を参照。)

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

〈一般消費者への産地情報の伝達例〉

〈一括表示欄への記載例〉

名称	米産
原材料名	うるち米(国産、○○国産、その他) 食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	特外上欄に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1-1

いずれの場所への記載でも可

〈一括表示欄の特外への記載例〉

せんべい
国産米: 60%
○○国産米: 40%

団子
国産米 100%

店内に産地情報を掲示

「当店のごはんは、○○国産の米を使用しています。」

産地情報については、店員におたずねください。

店内に産地を知ることができる方法を掲示

①原材料に占める割合の多い順に記載。
②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○大分乾しいたけトレーサビリティシステム

中国産を大分産と偽った事例などが発覚したため、生産者・産地市場・袋詰業者ごとに産地情報の伝達、記録の保管を実施して、大分産乾しいたけを証明する制度。県内6つの産地市場と40の袋詰業者が参加。トレーサビリティ協議会を設立し、袋詰業者の仕入量と製造量のバランスチェックなどを実施し、適正な制度の運用を監視している。

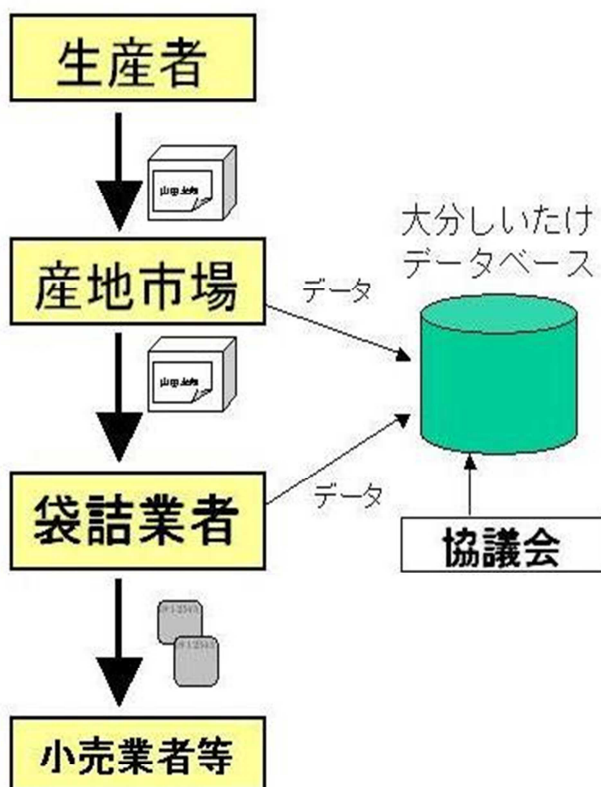
大分乾しいたけトレーサビリティシステムの概要

生産者は山箱に生産者名(または生産者ID)、産地(県名)を明記した出荷カードを貼付して出荷します。

産地市場は、入札結果のデータの一部(入札番号、生産者名、重量、落札者)を「大分しいたけデータベース」に提供します。

袋詰業者は、製造した製品(パック)1つ1つにシリアル番号及び「大分しいたけ」シンボルマークを貼付します。
製造した製品の重量・数量等の記録を「大分しいたけデータベース」に提供します。

協議会は、仕入れ量と製造量の整合性をチェックします。

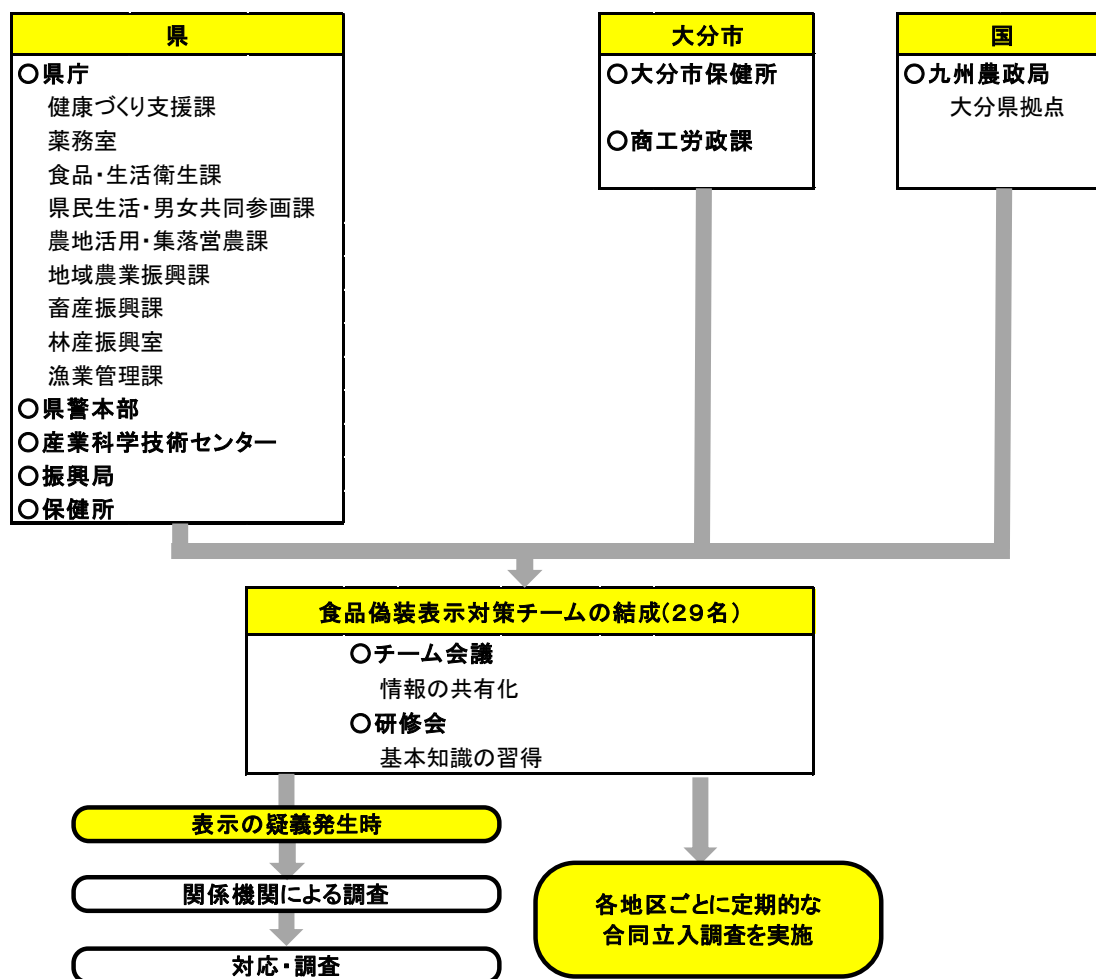


○食品偽装表示対策チーム

食品表示を担当する29部署で構成され、食の安全確保推進本部長の指揮監督により、偽装表示等の発覚時に迅速かつ的確に対応する。また、定期的な小売店などでの立入調査を実施。

食品偽装表示対策チーム体制図（H20.5.21設置）

- ・食品表示関係機関の担当で構成
- ・疑義事案発生時に調査を実施
- ・保健所管内ごとに定期的な合同立入調査を実施



○牛トレーサビリティ制度

国内で飼養されるすべての牛に個体識別番号を付け、生年月日・飼養者・飼養地などの項目を生産、流通、加工、販売の各段階で保管し伝達することにより、個体履歴の確認が可能。個体識別番号はインターネットなどで公開されている。

牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく制度の概要



耳標装着

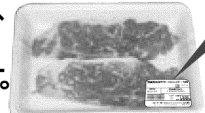
国内で生まれたすべての牛と輸入牛に、**10桁の個体識別番号が印字された耳標が装着されます。**

牛のデータベース化

個体識別番号によって、その牛の性別や種別(黒毛和種など)に加え、出生から、肉用牛であれば肥育を経てとさつ(食肉にするためのと畜・解体処理)まで、乳用牛であれば生乳生産を経て廃用・とさつまでの飼養地などが**データベースに記録されます。**(法施行:平成15年12月1日)

番号の表示と記録

その牛がとさつされ牛肉となつてからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引に関わる販売業者などにより、**個体識別番号が表示され、仕入れの相手先などが帳簿に記録・保存されます。**(法施行:平成16年12月1日)



●商品ラベルへの表示

国産黒毛和牛サーロインステーキ用	
ラップ・PE	
消費期限 00.0.00	個体識別番号 1234567890
	
100g当り 内容量 (g)	000 00 000 価格(円)
加工者(株)○○○○○○○○○○	保存温度 ○○○○○○○○○○ 4℃以下

追跡・遡及可能

これにより、牛肉については、牛の出生から消費者に供給されるまでの間の追跡・遡及、すなわち**生産流通履歴情報の把握(牛肉のトレーサビリティ)が可能となります。**(購入した牛肉に表示されている個体識別番号により、インターネットを通じて牛の生産履歴を調べることができるようになります)

国産牛肉の安全・安心が確保されます。

販売業者等にとっては、消費者からの信頼が高まることが期待されます。また、酪農家や肉用牛農家などにとっては、個体識別番号による各種情報の統合や、個体確認を伴う経営支援対策の確実な実施などへの活用が期待されます。

5 消費者との相互理解と食育の推進（消費段階の取組）

施策目標

正しい情報をわかりやすく消費者、事業者に提供するとともに、県民自らが健全な食生活、食文化を育む食育の取り組みを推進します。

現状と課題

- 食品中への異物混入、農林水産物の産地偽装事件、廃棄食品の不正転売事件など、消費者の食の安全・安心への関心は依然として高くなっており、消費者に対して理解しやすい形での情報提供と相互理解の構築を図る必要があります。
- 国際的な大会の開催により多くの外国人観光客の来県が見込まれており、外国人に対する食の安全・安心に関する情報提供が必要です。
- ライフスタイルや食生活の多様化により、健全な食生活が失われつつあり食文化等を次世代に伝えていくことが難しくなっていることから、家庭だけでなく、学校や地域ぐるみの積極的な食育の場の創出や食育指導者、情報発信者の育成が必要です。

施策の展開

① 情報提供の推進

- 消費者と食品取扱事業者の情報共有や意見交換、及び子供たちを対象とした食の安全こども教室の開催により、食の安全・安心に対する正しい知識の習得と相互理解を図ります。
- ホームページ、フェイスブック等により積極的にわかりやすく、情報提供に努めます。
- 英語表記を用いたツールを利用し、外国人観光客に対し食の安全・安心情報の提供を推進します。
- 消費者と養殖業者との意見交換等により、養殖魚の信頼性を確保します。

② 食育の推進

- 第3・4期大分県食育推進計画*の適正な執行管理、実行を行い、効果的に食育施策を推進します。
- 「おおいた食（ごはん）の日*」「おおいた食育ウィーク*」において、食育の普及啓発を行います。
- 県民活動を積極的に活用する協働活動として、食育活動者を指導者としてバンク登録し、要請に応じて地域活動に派遣し、食育活動の活性化や情報発信

を行います。

- 食育推進全国大会の開催を契機に、子ども世代へ食育の「6つの力（食べ物を選ぶ力、地域素材や旬の味がわかる力、地域の食文化を活かした料理ができる力、食べ物のいのちを感じる力、元気な体がわかる力、食卓でマナーを学ぶ力）」を身につける取組を推進し、食育を実践する人材を育成します。
- 学校給食での地場産物の積極的な活用により、児童生徒への食育活動の充実を図ります。

具体的な施策

消費者と食品取扱事業者の相互理解の推進 【食品・生活衛生課】

- ・消費者と食品取扱事業者が情報共有や意見交換を行う場を提供し、相互理解を深めます。

食の安全こども教室の実施 【食品・生活衛生課】

- ・学校と連携して、食品衛生、食物栄養等についての学習会を実施します。

食の安全・安心情報の提供 【食品・生活衛生課】

- ・ホームページ、フェイスブック等を活用し、積極的に情報提供を行います。

安全・安心な魚のPR活動* 【水産振興課】

- ・養殖場の見学や消費者との意見交換会等を実施します。

大分県食育推進計画の施策推進 【食品・生活衛生課】

- ・計画の管理や施策実施組織の運営を行います。
- ・第3・4期大分県食育推進計画に基づいた施策を推進します。

おおいた食育人材バンク*の活動運営 【食品・生活衛生課】

- ・食育指導者を人材バンクに登録し、様々な食育活動を支援します。

食育推進全国大会の開催 【食品・生活衛生課】

- ・目標に「若者や親子世代に対して食育の大切さを伝える」「健康寿命日本一の契機とする」「大分県の食文化を守り継承する」を掲げ、参加型・体験型行事として開催します。（2018年6月に開催）

学校給食での地産地消の推進 【教育庁体育保健課】

- ・学校給食において地場産物を積極的に活用し、食育の推進を図ります。

数値目標

施策名	項目	指標値
消費者と食品事業者の相互理解の推進	開催回数	60回/年
食の安全こども教室の実施	実施回数	9回/年
食の安全・安心情報の提供	情報提供回数	1回/月
安全・安心な魚のPR活動	実施校数	4校/年
おおいた食育人材バンクの活動運営	バンク登録人数(累計)	100人
学校給食での地産地消の推進	「学校給食1日まるごと大分県*」実施回数	1回/年

用語解説

○大分県食育推進計画

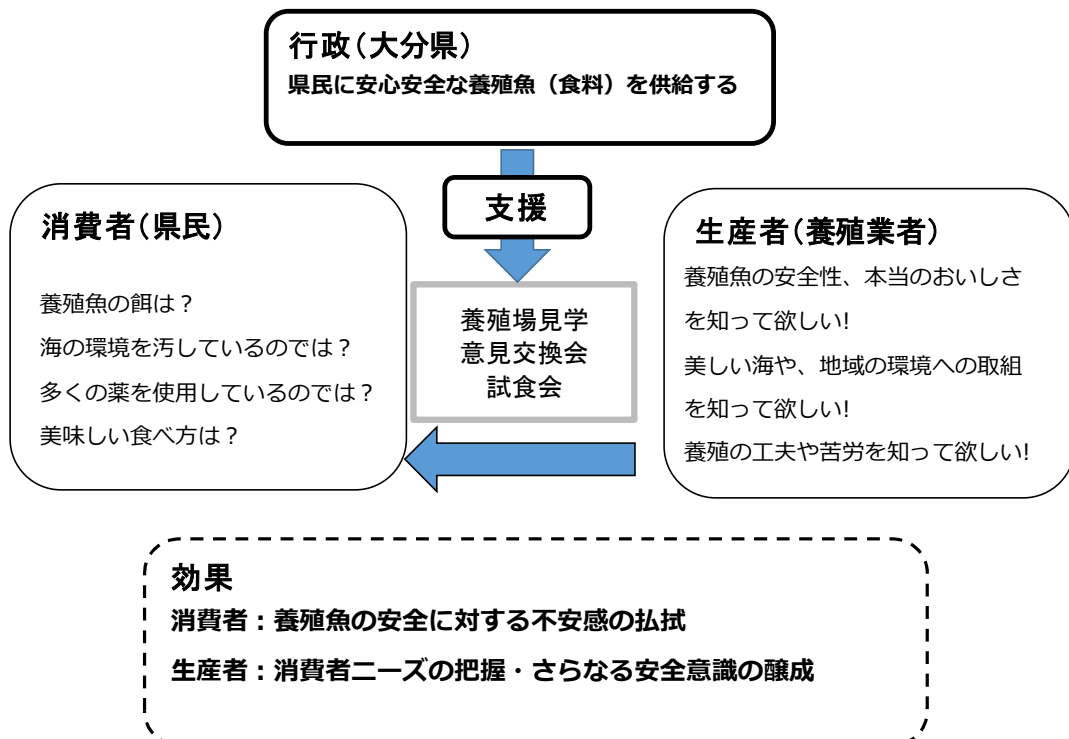
食育基本法、大分県食育推進条例に基づく5カ年計画で、食育のあるべき姿を明らかにするとともに、実現に向けて必要な施策を推進するための基本指針となるもの。計画の推進にあたり、食育の6つの力（食べ物を選ぶ力、地域素材や旬の味がわかる力、地域の食文化を活かした料理ができる力、食べ物のいのちを感じる力、元気な体がわかる力、食卓でマナーを学ぶ力）を身につけることを目的としている。平成28年策定の第3期計画では「朝食を毎日食べる児童・生徒の割合」など14項目の数値目標を設定している。

○おおいた食（ごはん）の日、おおいた食育ウィーク

大分県食育推進条例に基づき、11月19日をおおいた食（ごはん）の日、おおいた食（ごはん）の日の属する週をおおいた食育ウィークとする。県は、おおいた食（ごはん）の日及びおおいた食育ウィークに、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事を重点的かつ効果的に行う。

○安全・安心な魚のPR活動

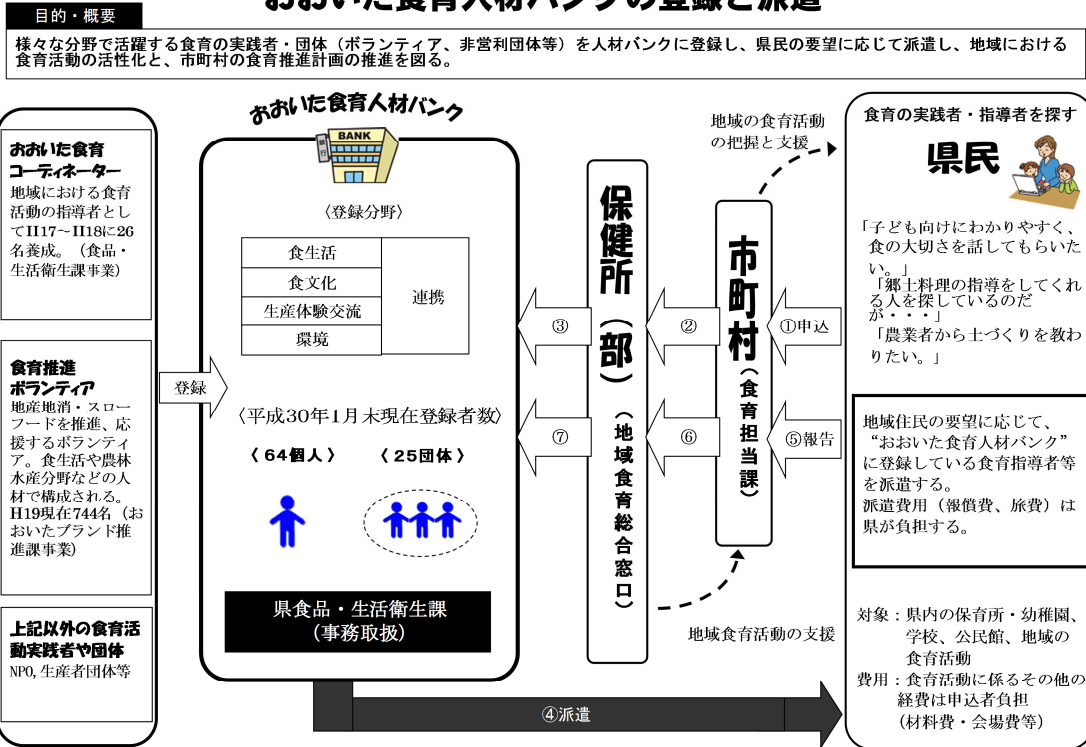
安心・安全な魚のPR活動概要



○おおいた食育人材バンク

各地域における食育活動の活性化を目的として、大分県内の食育に関する知識や経験を有する人材の情報を集積し、地域において食育に関する学習や実践を希望する県民の求めに応じ、県から人材バンク登録者を派遣する。

おおいた食育人材バンクの登録と派遣



○学校給食1日まるごと大分県

学校給食の献立に地元産または県内産の食材を使用し、その活用率を100%とする取り組み。学校給食の食材に地域でとれた季節の野菜や魚などを活用することにより、児童生徒が地域の生活に目を向け、地域に関心を持つことにつながる。また、自然の恵みに対する感謝の心を培うとともに、農業や水産業などに携わっている人々の働く姿、さらには、生産・流通・消費の仕組みを理解できるなど、食育を進める上で、「生きた教材」としての教育的効果が期待される。

活動指標

	施策名	項目	指標	担当課室
1	食品安全推進県民会議の運営	県民会議回数	2回/年	食品・生活衛生課
2	食育推進会議の運営	推進会議回数	2回/年	食品・生活衛生課
3	GAP認証及び安心いちばんおいた産農産物認証制度の拡大	認証経営体数(累計)	880(経営体)	地域農業振興課
4	農産物「安心おいた直売所」取組宣言の推進	認証直売所数(累計)	115(件)	地域農業振興課
5	BSE検査と処理体制の整備	48カ月齢以上の死亡牛検査率	100%	畜産振興課
6	BSE防止のための飼料の安全性の確保	生産者検査件数 飼料検査件数	36件/年 12件/年	畜産技術室
7	動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底	動物用医薬品検査回数 販売者立入件数	1回/年 20件/年	畜産振興課
8	家畜衛生技術の普及	調査回数	20回/年	畜産振興課
9	家畜衛生管理システムの導入	農家指導回数	20回/年	畜産振興課
10	鶏卵の衛生管理の徹底	調査回数	20回/年	畜産振興課
11	水産用医薬品の適正使用の徹底	指導書発行および巡回指導回数	60回/年	水産振興課
12	貝毒の発生監視調査の実施	プランクトン調査地点数	6地点/年	漁業管理課
13	簡易法を用いた貝毒監視体制の強化	貝毒検査地点数	6地点/年	漁業管理課
14	貝毒の毒化軽減手法の指導、普及	実施養殖業者率	100%	漁業管理課
15	果産養殖ヒラメの安全性の強化	実施養殖業者率	100%	水産振興課
16	製造・販売・飲食等施設の監視・指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	100%	食品・生活衛生課
17	食品収去検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく検査率	100%	食品・生活衛生課
18	BSE検査の実施	検査対象牛の検査率	100%	食品・生活衛生課
19	健康食品等の監視・指導	検査件数	5件/年	業務室
20	狩猟者に対する衛生指導の徹底	研修会実施回数	3回/年	森との共生推進室
21	学校給食に対する衛生指導の徹底	講習会実施回数	4回/年	食品・生活衛生課 体育保健課
22	輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底	対EU輸出水産食品取扱施設の監視回数	1回/月	食品・生活衛生課
23	HACCPシステムの知識の普及、導入促進	民間指導者数(累計)	60人	食品・生活衛生課
24	適正な食品表示のための情報提供、指導	講習会実施回数	20回/年	食品・生活衛生課
25	乾しいたけ適正表示の促進	ウォッチャー設置人数	10人/年	林産振興室
26	食品適正表示推進者の育成	講習会実施回数	1回/年	食品・生活衛生課
27	牛トレーサビリティ制度の円滑な運用	耳標装着率	100%	畜産技術室
28	消費者と食品取扱事業者の相互理解の推進	開催回数	60回/年	食品・生活衛生課
29	食の安全こども教室の実施	実施回数	9回/年	食品・生活衛生課
30	食の安全・安心情報の提供	情報提供回数	1回/月	食品・生活衛生課
31	安全・安心な魚のPR活動	実施校数	4校/年	水産振興課
32	おおいた食育人材バンクの活動運営	バンク登録人数(累計)	100人	食品・生活衛生課
33	学校給食での地産地消の推進	「学校給食1日まるごと大分県」実施回数	1回/年	体育保健課

参考法令

1 食品安全基本法（平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号）

（目的）

この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（概要）

食品の安全性に対する国民の不安や不信を踏まえ、食品の安全性に関するリスク評価を行う食品安全委員会の設置を定めた国民の健康保護を目的とした包括的な食品の安全性を確保するための法律。

2 食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）

（目的）

この法律は、食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（概要）

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上と増進に寄与するため、有害食品などの製造販売の禁止や飲食店営業などの許可や営業の禁停止などの規制に関する規則が定められている。

3 （通称名）医薬品医療機器等法（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）

（正式名称）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

（目的）

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

（概要）

医薬品等の製造、輸入や国内の流通を規制している。

4 農薬取締法（昭和 23 年 7 月 1 日法律第 82 号）

（目的）

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（概要）

農薬の登録制度を設け、販売規制等を行うことにより農薬の品質の適正化と安全かつ適切な使用の確保を図るもの。無登録農薬の使用問題により、平成 15 年の改正で、農薬使用者に対する罰則規定などが追加された。

5 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号）

（目的）

この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

（概要）

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制などが定められており、牛、豚、めん羊、山羊、しか、鶏、うずら、みつばち、かんばち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにっこういわな、えぞいわな、やまといわなが対象。

6 と畜場法（昭和 28 年 8 月 1 日法律第 114 号）

（目的）

この法律は、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（概要）

と畜場の設置、衛生管理について規定。と畜場とは食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設で、獣医師であると畜検査員が全頭検査を実施する。県内には 1 ケ所設置（豊後大野市）されている。

7 （通称名）食鳥処理法（平成 2 年 6 月 29 日法律第 70 号）

（正式名称）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

（目的）

この法律は、食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等

に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(概要)

食鳥処理事業について必要な規制を講じ、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉などに起因する衛生上の危害の発生を防止する法律で、鶏、あひる、七面鳥が対象。

8 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年 5 月 11 日法律第 175 号）

（旧名称）農林物資の規格化等に関する法律

(目的)

この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、飲食料品以外の農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって、食品表示法による措置と相まって、一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

(概要)

農林水産物などの生鮮食品や加工食品等の品質や形状、寸法、量目、包装等の基準及びそれらに関する表示についての基準を定めたもので、通称「JAS法」と呼ばれる。

9 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号）

(目的)

この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(概要)

商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るもの。

10 健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）

(目的)

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(概要)

国民の健康維持と現代病予防を目的として制定された法律。平成 13 年に政府が策定した医療制度改革大綱の法的基盤とし、国民が生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに健康の増進に努めなければならない事を規定したものの。

11 食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）

(目的)

この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(概要)

食育推進会議の設置と、同会議による食育基本計画の策定などを定める。食生活の改善から食の安全性確保、また食料自給率の向上も視野に入れた食育の推進をうたう。「食育」を、生きる上での基本的要素のひとつとして位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的としている。

12 食品表示法（平成 25 年 6 月 28 日法律第 70 号）

(目的)

この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化等に関する法律による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(概要)

整合性の取れた表示基準の制定、消費者・事業者双方にとって分かりやすい表示、消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与、効果的・効率的な法執行を目的に制定された。